

# 国立大学法人東京外国語大学施設利用料金規程

〔平成 16 年 4 月 1 日〕  
規則 第 94 号

改正 平成 17 年 2 月 21 日規則第 5 号 平成 17 年 6 月 20 日規則第 36 号  
平成 23 年 6 月 14 日規則第 35 号 平成 26 年 7 月 8 日規則第 43 号  
平成 29 年 2 月 2 日規則第 9 号 平成 29 年 5 月 9 日規則第 40 号  
平成 30 年 3 月 27 日規則第 10 号 令和元年 10 月 15 日規則第 96 号  
令和 5 年 2 月 22 日規則第 2 号 令和 6 年 3 月 26 日規則第 67 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）所有の施設を一時利用する利用料に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(利用料金)

第 2 条 利用料金は、別表のとおりとする。

(利用料の納入)

第 3 条 本学の教職員及び学生が、学術・教育・文化関係の会合その他これに類する行事に一時利用する場合において、学長が適当と認めるときは、国立大学法人東京外国語大学施設利用規程第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、利用料金を減額し、又は徴収しないことができる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 9 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 15 日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、施行日以後の予約から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

建物名称	施設名	利用料金 (円/時間)
研究講義棟	マルチメディアホール	7,600
	大講義室	4,100
	中講義室	3,200
	小講義室	2,500
	演習室	2,200
アジア・アフリカ言語文化研究所	マルチメディア会議室	3,700
	マルチメディアセミナー室	3,200
	大会議室	4,100
	小会議室	2,900
	セミナー室	2,900
留学生日本語教育センター	小ホール(さくらホール)	3,700
	大講義室(教室103)	3,200
	第1会議室	2,400
	中教室	2,400
	小教室	2,100
本部管理棟	大会議室	4,700
	中会議室	3,400
	小会議室1	2,200
	小会議室2	2,200
大学会館	ホールダイニング	4,900
	1階食堂	9,000
	2階食堂	6,100
スポーツ施設	屋内運動場メインアリーナ	4,400
	屋内運動場サブアリーナ	2,200
	テニスコート(1面)	1,000
	人工芝グラウンド	3,800
アゴラ・グローバル	グローバルコミュニケーション・プラザ(多目的スペースを含む)	5,300
施設名		利用料金(円)
本郷サテライト	3・4階の各1室	使用開始から2時間まで4,600円ただし、2時間を超えて利用するときは、1時間増すごとに1,500円を加算した額とする。

備考 利用料金には、光熱水料及び消費税を含む。